

此の掛り此の取立の通り
 俾ねた十九日未名酒造家
 の相違点又は是の金額見多
 よの金額を決定するに
 此の取立の通り、一方就
 此の取立の通り、一方就

後

仲裁制定書

摂津酒樽製造業組合
 灘聯合會樽工組合

右者大正十二年三月初旬以来
 争議三就キ下名等々是加
 双方より無条件一任サレ
 三月 日武庫郡御影町柳
 加納健次宅